



## 韓国釜山市射撃場火災事故の支援活動報告

一般社団法人／特定非営利活動法人長崎被害者支援センター  
 理事長 (弁護士)  
**塩飽 志郎**

平成21年11月14日、韓国釜山市内の室内実弾射撃場において、客の拳銃発射と同時に爆発火災事故が発生し、日本人客11名のうち10名が死亡、1名が重傷、韓国人客および射撃場従業員5名が死亡するという惨劇が発生した。日本人11名のうち9名は、長崎県雲仙市の38歳の同級生グループで、海外旅行は初めての者もいた。この日朝早く雲仙市を出発し、ジェットフォイル「ビートル」で釜山港に着いたのち、市内観光する中で射撃場に立ち寄り、事故に遭ったものである。翌日、雲仙市の留守家族は、夫や子が前日に乗った同じ「ビートル」で駆けつけることになるとは、誰が想像したであろうか。

釜山地方検察庁は、射撃場の社長と現場管理人を、業務上過失致死罪で起訴した。

また、事態を重くみた釜山市は、加害者（射撃場経営者）に代わって被害者に対し補償するという、特別条例を制定した。

12月下旬、長崎被害者支援センターの支援が始まり、いろいろの経緯の末、私の法律事務所において、引きつ

づき支援活動として刑事事件に対する対応を行う。そして、釜山市との補償交渉について被害者遺族の代理人を務めることになった。

平成22年2月1日、私は、事務所の2名の弁護士と共に訪韓した。大きな役目を背負っての緊張の出発であった。

16時、刑事事件の第1回公判を傍聴した。傍聴席は静



前列右から2番目がヘサルの具正會理事長、その後ろが塩飽理事長、その左が川漆志理事。他皆さんは釜山地検の検事やヘサルの関係者の方々。



調印式の模様。左から釜山検事長、具正會理事長、塩飽理事長、釜山市市長。

る訳ではない。活動としては、毎回法廷を傍聴して、被害者や遺族に報告した。

常磐大学の富田信穂教授にご紹介いただいた釜山市の被害者支援センター「ヘサル」に大変お世話になった。韓国の被害者支援センターは、検察庁との連携が強く、検察庁内に「ヘサル」の控室があるほどだ。刑事記録の謄写もここを通してお願いし、釜山地検の検事正や幹部とも懇談でき、要望も聞いてもらった。一番の山は、日本人遺族3名の意見陳述だった。3人の陳述は、通訳も涙して言葉に詰まってしまう、裁判官も熱心に耳を傾けてくれた。この日、14時から始まった法廷が、休憩を入れることもなく、なんと19時半まで行われた。私達は記者会見を開き、地元メディアも取材してくれた。6月7

日、法廷で意見陳述できるが、日本の被害者参加制度はない。もちろん私たちは、韓国の法廷で弁護士活動がで

る。日の判決は、被告人両名は禁固3年であった。

補償交渉は、交渉の劈頭、釜山市の担当者から、①釜山市に法的責任はない、②補償額の算定にあたって、日本人と韓国人を区別しない、と明言された。私は、射撃場営業を許可し監督する韓国警察や釜山市消防局の管理責任も問うて交渉を有利にしようと考えていただけに、また、日本では損害賠償の基準は裁判例の集積により『赤い本』として確立されているが、それと韓国の基準とは大きな隔たりがあり、これをどう説得して埋めていくかが課題であると考えていただけに、釜山市担当者の発言は大きく釘をさされた形で、交渉の困難を予感した。通訳は領事館から紹介された出来る人ではあったが、激論や細部になってくると意思の疎通がうまくいかず、はがゆかった。それでも、3回、4回と接渉していくうちに、お互いを理解し合えるようになり、なんとか6月23日、釜山市との合意書を締結するに至り、日本人被害者遺族全員の補償問題は落ち着いた。この間、私の事務所から実に10回、訪釜した。

この活動を通じて、「ヘサル」から、長崎の被害者支援センターと交流提携したいとの申出があり、11月29日、釜山市長列席の下、交流協約書に調印した。

韓国の被害者支援は、制度としてはスタートは日本より遅れている。しかし、韓国の企業の発展がそうであるように、スピード感をもって急速に進歩している。学生達のボランティア活動も活発で、学ぶべき点も多い。今度は長崎に「ヘサル」をお招きして交流を深めたいと思っている。

